

# 掲示板

「掲示板」は、市民のための情報コーナーです。掲載内容は、広報紙の持つ公共性や公益性を尊重し、市民および市が不利益を被らないものとします。掲載方法など、詳しくは電話でお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

## ■ 第38回 志太地区高校演劇研究発表会

㊤島田工業高等学校 ☎ 37-4194 (山田重治<sup>やまだしげはる</sup>)

▶島田・藤枝・焼津市の演劇部員が練習成果を発表します。

とき／1月16日(日) 午前9時30分開演(午前9時開場)

ところ／プラザおおりホール

入場料／無料

出演順／①藤枝東高校 ②島田工業高校 ③藤枝北高校

④島田樟誠高校 ⑤焼津高校 ⑥焼津水産高校

※出演順に、各校1時間の発表。

## ■ 稲荷町で献血を行います

～献血は、ひとりのできるボランティア～

㊤稲荷町壮年会 ☎ 090-2619-5572 (荒浪<sup>あらいなみ</sup>)

▶コロナ禍で、輸血用血液が不足しています。皆さまのご協力をお願いします。

とき／1月4日(火)

受付時間／午前9時～12時15分、午後1時30分～4時

ところ／稲荷町公会堂(稲荷 2-8-54)

## ■ 司法書士による「全国一斉生活保護相談会」

～あきらめる前に相談を！その一步が命をつなぐ～

㊤静岡県青年司法書士協議会 ☎ 050-5215-8505 (小林<sup>こばやし</sup>)

▶静岡県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会が、生活保護に関する電話相談会を開催します。

とき／1月30日(日) 午前10時～午後4時

電話番号／0120-052-088 (フリーダイヤル)

※相談は無料で、秘密は厳守します。

## ■ アイヌの人からのさまざまなご相談をお受けします

㊤(公財)人権教育啓発推進センター ☎ 03-5777-1802

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12

KDX 芝大門ビル(4階)

☎<http://www.jinken.or.jp/>

▶嫌がらせ・差別・プライバシー侵害などのご相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

### 【電話相談】

とき／月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

相談専用／0120-771-208 (フリーダイヤル)

### 【来訪による相談】

とき／月～金曜日 午後1時～5時(要予約)

### 【共通】

◎相談は無料で、匿名でも構いません。秘密は厳守します。

◎本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。



## ■ 第四級アマチュア無線技士養成課程講習会

㊤静岡県中部地区(榛南無線電器) ☎・FAX 0548-52-2393

講習会番号／B21-170

とき／1月23日(日)・30日(日) (2日間)

講習時間／午前9時～午後6時10分

ところ／佐倉地区センター(御前崎市佐倉 3617-1)

講習費用／①大人・大学生 2万3,150円

②小中学・高校生 9,850円

申し込み／1月12日(水)までに、問い合わせ先へ

## ■ 知っていますか?建設業退職金共済制度

㊤(独)勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業静岡支部 ☎ 054-255-6846

☎<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

▶建設現場労働者の福祉の増進と、建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

加入できる事業主／建設業を営む人

対象者／建設業の現場で働く人

掛け金／日額 320円

内容／事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に、共済から退職金を支払う制度

◎掛け金は、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

◎掛け金の一部を国が免除します。

◎雇用主が変わった場合も、企業間を通算して計算されます。

※詳しくは、ホームページからご確認いただくか、問い合わせ先へ。



## ■ 林業退職金共済制度へ加入しませんか

㊤(独)勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部 ☎ 03-6731-2889

☎<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

▶林業界で働くひとのために、国が作った退職金制度です。

加入できる事業主／林業を営む人

対象者／林業の現場で働く人

掛け金／日額 470円

内容／事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が林業界で働くことをやめた時に、共済から退職金を支払う制度

◎掛け金は、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

◎掛け金の一部を国が免除します。

◎雇用主が変わった場合も、企業間を通算して計算されます。

※詳しくは、ホームページからご確認いただくか、問い合わせ先へ。

